



市の公用車に掲載する広告を募集します

市の財産の有効活用と地域経済の活性化を目的に、公用車に掲載する広告を募集します。

申込対象

事業所や営業所を有する企業、個人など

掲載車両

軽貨物自動車10台

掲載位置

車体の後部側面(2面)

広告規格

マグネットシート

最大縦50センチ、横50センチ

※広告の作成費用は広告主の負担

掲載料金

1面あたり2,500円/月

※申込単位は1面または2面

掲載期間

4月1日～平成27年3月31日

申込期間

2月3日(月)～28日(金)

※受付時間は平日、午前9時～午後5時

申込方法

広告掲載等申込書に必要事項を記入のうえ、掲載広告案(写真や原稿など内容がわかるもの)と企業概要(会社案内、パンフレットなど)を添えて、担当課へ直接お申し込みください。

※申込書は、市のホームページからも入手できます。

※広告掲載に関する基準など、詳しくはお問い合わせください。



■契約課(内線2303)

大村市中小企業振興基本条例を制定しました

市は、市内の中小企業の皆さんと一体となつて地域経済の活性化を目指して、「大村市中小企業振興基本条例」を制定しました。

市内の事業所の大多数を占める中小企業は、地域の経済と雇用を支え、地域を活性化させることで、市民生活の向上をもたらし重要な役割を担っています。

市内の中小企業の振興が、地域の産業や経済など市民生活全体に波及することをご理解のうえ、市内の中小企業の振興について、ご協力をお願いします。

条例の内容

中小企業の振興について、基本理念、市や中小企業者等の責務、大企業者の役割や努めるべき事項を明らかにするとともに、「大村市中小企業振興会議」を設置し、中小企業の振興施策に関する調査や審議を行います。

【市の責務】

- ・中小企業者の実態把握と振興施策の総合的な推進を図る
 - ・国や県、その他関係機関との連携や協力に努める
 - ・市の工事発注や物品等調達における中小企業者への受注機会の増大に努める
- 【中小企業者等の責務】
- ・自主的な経営革新や経営基盤の強化に努める
 - ・地域社会への貢献や市民生活の向上に努める

【大企業者の役割】

- ・中小企業の振興施策への協力に努める
- ・中小企業者等との連携や協力に努める

【市民の理解と協力】

- ・中小企業の振興施策が、地域経済の発展や市民生活の安定と向上に寄与することへの理解と、振興施策への協力に努める

「大村市中小企業振興会議」の市民委員を募集します

市は、中小企業振興施策の方向性などの調査、審議を行う「中小企業振興会議」を設置するにあたり、会議にご参加いただく市民委員を募集します。

応募資格 市内に住所を有する20歳以上の人

任期 3月～平成29年3月31日(3年間)

募集人員 若干名

応募方法 任意の様式に、住所・氏名(ふりがな)・性別・生年月日・連絡先・職業(勤務先など)・大村市の中小企業の振興に対する意見(400字程度)を記入のうえ、持参するか、郵送、Eメールでご応募ください。

応募先 〒856-8686(住所不要) 商工振興課

✉ syoukou@city.omura.lg.jp

応募期限 2月14日(金)

■商工振興課(内線249)